

第七次地域管理経営計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間

自	令和	8年	4月	1日
至	令和	13年	3月	31日

北海道森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、①国土の保全
その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続
的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の
福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

本計画は、胆振東部森林計画区の第六次計画（令和3年4月1日～令和8年3月31日）の
計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、北海道森
林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、同法第4条の規定に基づく国有林野の管
理経営に関する基本計画に即し、森林法第7条の2で定める国有林の地域別の森林計画と調
和して、今後5年間の同計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について
定めた第七次計画である。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
ア 森林計画区の概況	
イ 国有林野の管理経営の現状及び評価	
ウ 持続可能な森林経営の実施方向	
エ 政策課題への対応	
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	5
ア 機能類型に基づく管理経営の基本的な方向	
イ 地域ごとの機能類型の方向	
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	8
ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	
イ 林業事業体・林業経営体の育成	
ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援	
エ 森林・林業技術者等の育成支援	
(4) 主要事業の実施に関する事項	9
ア 伐採総量	
イ 更新総量	
ウ 保育総量	
エ 林道の開設及び改良の総量	
(5) その他必要な事項	9
ア 水源涵養機能の持続的な発揮等に関する事項	
イ 林道等の路網整備の推進に関する事項	
ウ 保安林の整備及び治山対策の推進に関する事項	
エ 風害に強い森林の造成に関する事項	
オ 地況・林況の把握に関する事項	
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	
(1) 巡視に関する事項	11
ア 森林火災防止等の森林保全巡視	
イ 境界の保全管理	
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	11
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	11
ア 保護林	
イ 緑の回廊	
ウ 溪畔周辺の取扱い	
(4) その他必要な事項	12
ア エゾシカ被害への対応	
イ 希少な野生生物等が生息する森林の取扱い	
ウ ヒグマ被害への対応	
3 林産物の供給に関する事項	
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	12
(2) その他必要な事項	13

- ア 地域振興等に関する木材供給
- イ 木材利用推進への取組
- ウ 木材価格急変時の供給調整機能の発揮

4 国有林野の活用に関する事項

- (1) 国有林野の活用の推進方針 ----- 1 3
- (2) 国有林野の活用の具体的手法 ----- 1 3

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等に関する事項

- (1) 私有林と連携した施業や私有林材との協調出荷の推進に関する事項 ----- 1 4
- (2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針 ----- 1 4
- (3) 相続土地国庫帰属制度への対応 ----- 1 4

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

- (1) 国民参加の森林に関する事項 ----- 1 4
 - ア ふれあいの森
 - イ 社会貢献の森
 - ウ 木の文化を支える森
 - エ 遊々の森
 - オ 多様な活動の森
- (2) 分収林に関する事項 ----- 1 6
- (3) その他必要な事項 ----- 1 6
 - ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信
 - イ 森林環境教育の推進
 - ウ 森林の整備・保全等への国民参加
 - エ 森の巨人たち百選「巨樹・巨木」

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 ----- 1 7
 - ア 林業技術の開発
 - イ 林業技術の普及
- (2) 地域の振興に関する事項 ----- 1 7
- (3) その他必要な事項 ----- 1 7

別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」（別に定める）

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請や国際的な動向に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、森林計画区ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会条件を踏まえて、公益林として適切な施業を推進する。

あわせて、木材等生産機能については、適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮していく。

これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していく。

ア 森林計画区の概況

本森林計画区は、北海道の中央よりやや南西部の海岸沿いに位置し、全国森林計画で定める沙流川広域流域の西側にあたる胆振総合振興局管内の1市4町（国有林野が所在するのは1市2町）で構成されている。

その流域面積は、234千haで全道面積の3%にあたり、東部は日高森林計画区、北部は石狩空知森林計画区、西部は後志胆振森林計画区に接し、南部は太平洋に面している。

流域面積 (千ha)	森林面積(千ha)		森林率 (%)	国有林野率 (%)
	国有林野	その他森林		
234	162	63	69	39

注) 四捨五入の関係で、計は必ずしも一致しない(以下の表についても同じ)。

本森林計画区の国有林野面積は63千haであり、森林の約6割がトドマツ・エゾマツ・ミズナラ・イタヤカエデ等が混交する天然林で占められ、3割以上が主に昭和30年代以降に造成されたトドマツ・カラマツ・エゾマツ等の人工林となっており、他の計画区に比較して人工林の比率が高い計画区である。しかし、苫小牧市を中心に広がる森林については、人工林を主体に風倒木被害を繰り返し受けてきている。

また、水源涵養^{かん}を目的とした保安林を主体にほぼ全域が保安林に指定され、工業都市苫小牧市を中心とした都市圏の水源としての重要な役目を担っているほか、都市圏から比較的近く、温泉、溪谷、豊かな森林景観など豊富な観光資源に恵まれ、支笏洞爺国立公園などに指定されていることから、登山や森林散策、キャンプなどのレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。加えて、令和2年には民族共生象徴空間(ウポポイ)も開業し、歴史的な観光資源にも関心が高まっている。西部を中心にした地域は、風不死岳・恵庭岳・樽前山の3火山の影響を受け、地質的に浸食や崩壊しやすいこと等から、森林の保全に対する要望が高い。

一方、大規模な製紙工場が立地しており、活動の盛んな森林組合もあることから、これらに関連する林業・木材産業の育成も課題となっている。

イ 国有林野の管理経営の現状及び評価

(ア) 森林計画区内の国有林野の現況

(単位：千ha)

区分	育成林		天然生林	計
	育成単層林	育成複層林		
面積	21.1	10.6	27.0	58.7

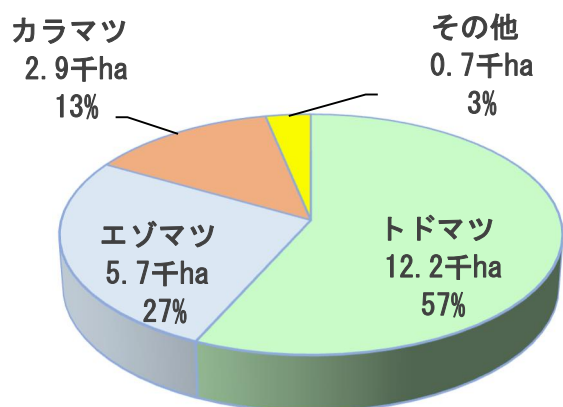
(単位：千 ha)

区 分	人 工 林				計
	トドマツ	エゾマツ	カラマツ	その他	
面 積	12.2 (57%)	5.7 (27%)	2.9 (13%)	0.7 (3%)	21.5

(単位：千 ha)

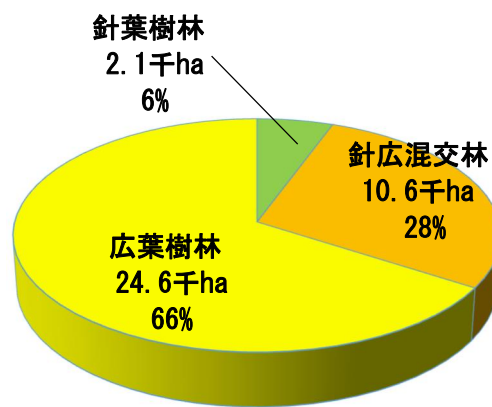
区 分	天 然 林			計
	針葉樹林	針広混交林	広葉樹林	
面 積	2.1 (6%)	10.6 (28%)	24.6 (66%)	37.3

人工林の樹種別面積



※エゾマツにはアカエゾマツ、カラマツにはグイマツがそれぞれ含まれている。

天然林の林相別面積



(イ) 主要施策に関する評価

第六次計画（令和3年度～令和7年度）における本森林計画区での計画と実績、主な取組は次のとおりとなっている。

a 伐採量

本森林計画区における伐採量の実績は下表のとおりである。

主伐については、大雨の影響で林道が通行不可となったことから、実行数量が計画を下回った。間伐については、おおむね計画数量を確保した。

(単位：千m³、ha)

区 分	計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	98	251 (5,467)	74	206 (3,984)

注1) () 書は、間伐面積である。

2) 実績欄の数値は令和3年度～令和6年度の実績と令和7年度の見込量の計である。

b 更新量

本森林計画区における更新量の実績は下表のとおりである。

人工造林及び天然更新面積については、主伐実施箇所は減ったが、風倒被害地の植栽に集中的に取り組んだことから、実行数量が計画を大きく上回った。

(単位：ha)

区 分	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	330	157	826	257

注) 実績欄の数値は令和3年度～令和6年度の実績と令和7年度の見込量の計である。

c 保育量

本森林計画区における保育量の実績は下表のとおりである。

下刈については、現地状況を踏まえながら、効率的な保育作業の取組として回数や方法を見直して実施した結果、実行数量が計画を下回った。

つる切・除伐については、現地を精査して再検討した結果、実行数量が計画を下回った。

(単位：ha)

区 分	計 画		実 績	
	下 刈	つる切・除伐	下 刈	つる切・除伐
保育量	10,666	4,286	1,318	177

注) 実績欄の数値は令和3年度～令和6年度の実績と令和7年度の見込量の計である。

d 林道の開設及び改良

本森林計画区における林道の開設・改良の計画と実績は下表のとおりである。

林道の開設については、森林整備事業の実施箇所及び実施時期を勘案しつつ、状況の変化に応じて弾力的に路網整備を図るために広範な箇所を現計画へ計上した。各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、開設については実行数量が計画を大きく下回った。その一方で、改良については、大雨の後に点検した結果、改良が必要と判断された箇所が多く発生したことから、実行数量が計画を上回った。

区 分		計 画	実 績
開 設	路線数	6	3
	延長量 (km)	5.9	2.1
改 良	箇所数	4	7
	延長量 (km)	0.4	0.8

注) 実績欄の数値は令和3年度～令和6年度の実績と令和7年度の見込量の計である。

ウ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、森林からの恩恵を次世代へ伝えるため、機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備及び保全等の実施によって持続可能な森林の管理経営に取り組んでいく。

また、我が国は持続可能な森林経営を行う国際的な指標である「モンリオール・プロセス」に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準(54指標)が示されているところである。

本森林計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針は次のとおりである。

(ア) 生物多様性の保全

保護林におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮に取り組む。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な育成段階等からなる森林のモザイク的配置の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

また、生物多様性国家戦略 2023-2030 で掲げられている 30 by 30 目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張等や保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

関連する主な施策は次のとおりである。

- a 我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理を行う。

(イ) 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化対策として、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしている。

このため、中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、引き続き適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に積極的に取り組んでいく。

関連する主な施策は次のとおりである。

- a 人工林における間伐及び増加する高齢級の人工林における育成複層林へ導くための施業等を積極的に推進する。
- b 国有林野事業で実施する治山・林道等工事において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用する。
- c 化石燃料を代替する再生可能なエネルギーとして、木質バイオマスの利用を促進する。

(ウ) 社会の要望を満たす長期的、多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

森林浴等森林レクリエーションの場の提供、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供、文化・社会・精神的な価値を有する森林の保全を図る。

また、森林施業等に関する技術開発に取り組む。

(エ) 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的枠組み

(ア)～(ウ)に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林に関連する法令等に基づく森林計画制度の適切な運用を図る。

エ 政策課題への対応

地域の森林・林業の状況を踏まえ、先進技術の導入を推進するとともに、効率的かつ効果的に森林を整備・保全する多様で健全な森林づくり、生物多様性保全、木材の安定供給、

民有林との連携、安全で安心できる豊かな暮らしを実現するための山地災害対策の強化等に取り組んでいく。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

ア 機能類型に基づく管理経営の基本的な方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養^{かん}タイプ」の機能類型に区分し、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、これらの区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、有効利用を図る。

機能類型ごとの管理経営の基本的な方向については以下のとおりである。

(ア) 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに区分して取り扱う。

a 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野は、下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設を整備する。

b 気象害防備エリア

気象害防備エリアの国有林野は、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した管理経営を行う。

(イ) 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野は、原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行う。

さらに、自然維持タイプの森林のうち、特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」として設定し、設定目的に応じた適切な管理経営を行う。

(ウ) 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野は、景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、レクリエーションの森については、地域の意見や動向を踏まえつつ、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定し、適切な管理経営を行う。

(エ) 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されるよう森林の整備を推進する。

(オ) 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプの国有林野は、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう森林の整備を推進する。

具体的な取扱いについては、別に定めている別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」により取り扱う。

機能類型区分ごとの考え方及び公益的機能別施業森林との関係

機能類型区分	面積 (ha)	機能類型の考え方	公益的機能別施業森林の該当区分	
山地災害防止タイプ	7,570 (12%)		水源涵養機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林
	土砂流出・崩壊防備エリア 7,507 (12%)	山地災害の防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林		
	気象害防備エリア 63 (0%)	風害、霜害等の気象災害の防止の機能の発揮を第一とすべき森林		
自然維持タイプ	1,906 (3%)	原始的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件による）
森林空間利用タイプ	3,872 (6%)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林		
快適環境形成タイプ	該当なし (-)	騒音や粉塵等から地域の快適な環境を保全する機能の発揮を第一とすべき森林	水源涵養機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養 ^{かん} タイプ	49,683 (79%)	良質な水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林		
該当外	該当なし (-)			
国有林野面積計	63,030			

注1) () は構成比である。

2) 「該当外」は、森林経営の用に供されない森林原野。

イ 地域ごとの機能類型の方向

本森林計画区は、樽前山麓地域及びむかわ地域に大別され、2地域ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

(ア) 樽前山麓地域「胆振東部森林管理署（苫小牧市・白老町）」

この地域はオロフレ山（1,231m）・ホロホロ山（1,322m）・白老岳（968m）・樽前山（1,041m）及びカルデラ湖である倶多楽湖を中心とする比較的平坦な山地で、特に人工林率の高い地域である。

主要な各山岳周辺は、優れた自然景観を有し、支笏洞爺国立公園に指定されるなど自然環境、自然景観の維持・保全を図ることが期待されており、また一部はレクリエーションの森に指定され保健休養や森林環境教育等への利用が期待されていることから、これらの地域を「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行う。

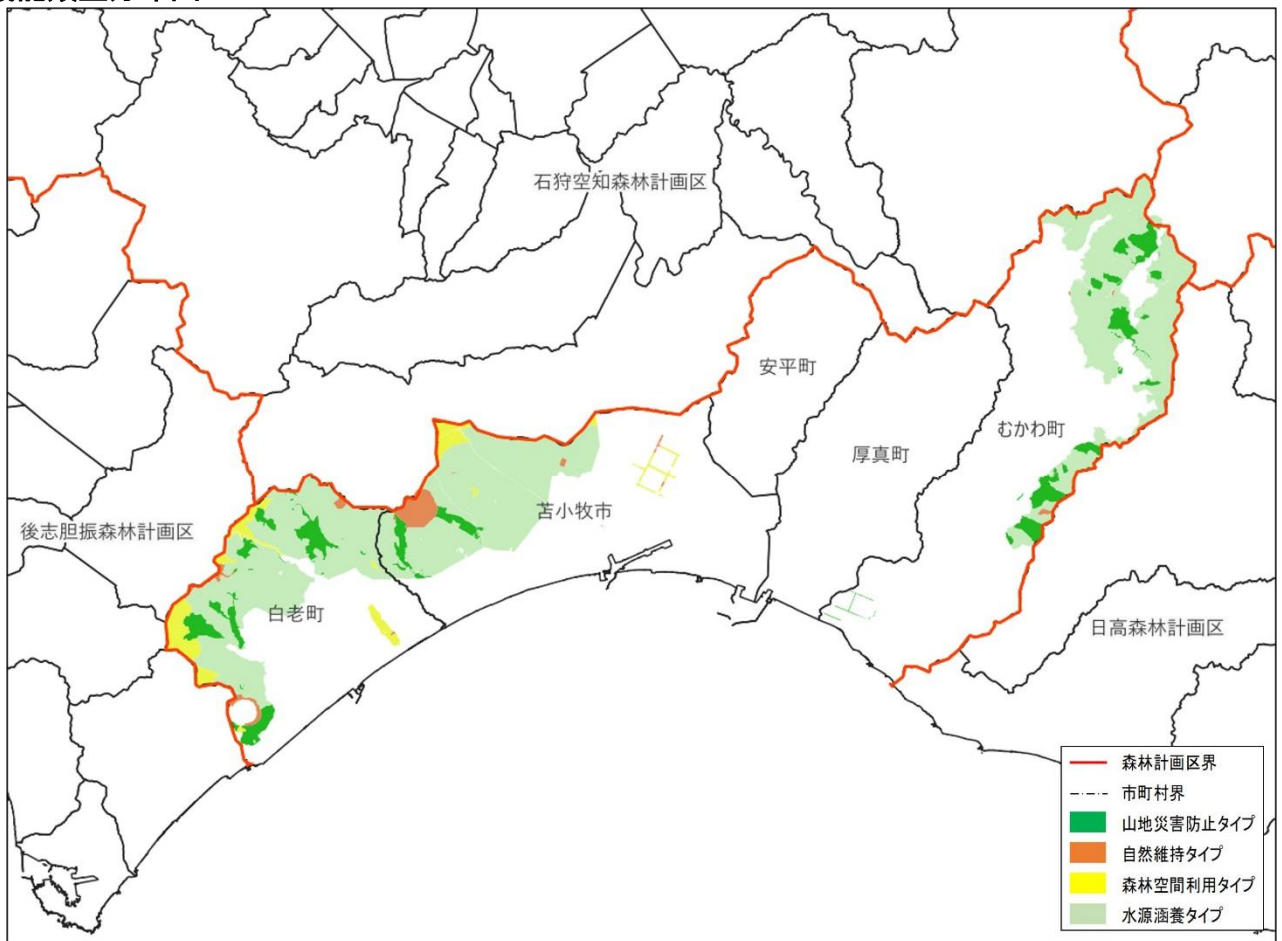
ポロト湖周辺は、アイヌの人々が多く集住し、古くから森林と関わりの深い独自の文化を伝承してきていることから「森林空間利用タイプ」に区分し管理経営を行う。

加えて、地域のほとんどが下流域の都市の水源であり、水源涵養機能の発揮が期待されていることから、「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行う。

(イ) むかわ地域「胆振東部森林管理署管内（むかわ町）」

この地域は鷓川流域に位置する山地であり、大半は水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に指定され、水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮が期待されていることから、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分し管理経営を行う。

○機能類型分布図



※本図は「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）を加工して作成。

(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html#prefecture01)

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、作業システムの進展や管理経営の一体性等も踏まえつつ、水源涵養^{かん}タイプに区分された人工林のうち、地位、傾斜、林道からの距離等の自然条件や社会条件が良いものを「特に効率的な施業を推進する森林」として設定し、当該森林を活用して取組を進める。

「特に効率的な施業を推進する森林」については、主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けた新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測や無人航空機（UAV）等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

イ 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、年間の発注見通しの公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等の事業の実施、労働安全衛生対策に配慮した事業実行の指導などにより林業事業体の育成に取り組む。

あわせて、民有林の管理経営の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るため、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。

また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、北海道と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

エ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、北海道林業の担い手の人材育成のため開校された「北海道立北の森づくり専門学院」においては、フィールドの提供や講師派遣等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、地域の状況を踏まえ、傾斜が緩く路網から近い森林など森林経営に適した森林では、計画的な主伐と植栽による確実な更新を図ることとし、天然更新の旺盛な森林や奥地水源など条件の不利な森林では、天然力も活用した針広混交林化・複層林化等を促進する。これらにより、整備・保全の必要な森林を様々な林種・樹種・林齢からなる健全で多様な森林へ誘導していく。また、その基盤となる林道等の路網の整備を進める。これらの施業等に当たっては、土砂の流出、水質汚濁の防止等に配慮し、森林生態系の保全に努める。

事業の実施に当たっては、全面的に民間に委託して推進することとし、林業事業体に対する計画的な事業の発注等を通じ、その育成・強化を図る。

また、労働安全衛生の確保については、安全衛生管理体制の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進により、労働災害の未然防止等を図る。

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は、以下のとおりである。

ア 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
材 積	148,418 〔 48,000 〕	235,522 (4,137)	383,940 〔 48,000 〕

注1) 〔 〕は、臨時伐採量であり、内数である。

2) ()は、間伐面積である。

イ 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
面 積	588	52	639

ウ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐
面 積	5,373	1,475

エ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
	2	6,390	1	60

(5) その他必要な事項

ア 水源涵養機能^{かん}の持続的な発揮等に関する事項

地域の水源となっている集水域の森林については、流域全体で水源涵養機能^{かん}が持続的に発揮されるよう間伐を積極的に推進する。また、関係市町村との連携・協働による水源林の整備を積極的に進めるとともに、「北海道水資源の保全に関する条例」によって指定された「水資源保全地域」の上流域等に所在する森林については、水源涵養機能^{かん}の維持増進及び水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切に実施する。

イ 林道等の路網整備の推進に関する事項

林道等の路網は、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うために必要であることから、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道について、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を着実に実施する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進め、地形や地質を踏まえて林地保全に十分に配慮するとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

加えて、民有林林道等の開設計画との調整を図るとともに、周囲の環境との調和やコストの縮減、継続的に利用する林道等の整備にも努め、効果的・効率的な整備を推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、地域住民にとって災害時の迂回路となる場合があることにも留意する。

ウ 保安林の整備及び治山対策の推進に関する事項

治山事業については、植栽、本数調整伐等の保安林の整備を実施しつつ、国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。

その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。また、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するために、専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、事業発注者として、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。

また、樽前山の火山防災対策としては、治山施設等の整備（ハード対策）と、協議会等への参加による情報の共有化（ソフト対策）を関係機関と連携して取り組む。

エ 風害に強い森林の造成に関する事項

本森林計画区は、台風などによる被害跡地の再生については、風害を受けにくい森林づくりとして、「多様な樹種・樹冠層により形成される森林」を長期的な視点で目指し、針広混交林化、モザイク的配置による育成複層林へ導くための施業を展開してきたところであり、今後についても天然力を活用しつつ風害に強い森林の造成に取り組む。

オ 地況・林況の把握に関する事項

事業予定箇所の把握、事業実行結果の整理、野生生物の生育・生息状況の把握など国有林の管理経営を適切に進めていくため、地況・林況調査を計画的に実施する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

ア 森林火災防止等の森林保全巡視

森林内は、レクリエーション等を目的に入林する者が多く、特に、春期は山菜採りのシーズンと乾燥期が重なり、森林火災発生の危険及び遭難者の発生などのおそれが増大する。このため、地元市町村等と連携して、森林火災等の発生の防止の宣伝・啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、その防止に万全を期する。

また、森林保全巡視に当たっては、野生生物の生育・生息状況、森林病虫害及び野生鳥獣等による被害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況等を把握し、適切な措置を講ずることにより、国有林野の保全管理に努める。

特に深刻な社会問題である廃棄物の不法投棄については、交通量の多い道路周辺を中心に不法投棄が目立ち、地域住民より景観や水質の低下を懸念する声が聞かれる。このことから、水源林や都市近郊林等において不法投棄された廃棄物の清掃活動を、地元関係団体等と連携し取り組む。

イ 境界の保全管理

国有林野を管理していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標の確認、境界の巡視及び不明標等の復元を計画的に行う。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害について、被害の早期発見に努めるとともに、北海道や試験研究機関等とも連携し、発生原因の究明及び早期防除により、まん延防止に努める。

特に、ナラ枯れ被害については、北海道内で拡大しているところである。そのため、本計画区においては、ナラ枯れ被害が今後発見された場合は、関係機関が連携して被害木を早期発見するために巡視活動を行うよう取り組む。

さらに、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

国有林野では、①我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林、②地域固有の生物群集を有する森林、③希少な野生生物の生息・生育に必要な森林を保護林として保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資する。

本森林計画区には、「希少個体群保護林」を設定しており、適切な保護・管理に努めている。

イ 緑の回廊

生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、保護林と保護林を連結して「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

(該当なし)

ウ 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺（常時水流のある溪流等の水辺から概ね片側 25m以上を目安とする。）については、水系への土砂流出の抑制、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子や栄養分の供給、水域における日射の遮断等多くの機能を発揮する場として重要な役割を担っているため、保護樹帯を配置するなど、その機能の維持増進が図られるよう努める。

（４）その他必要な事項

ア エゾシカ被害への対応

エゾシカによる森林被害は、天然木の成長や更新、造林地の成林に支障を及ぼすほか、下層植生の消失により土壌流出が発生するなど、深刻な状況にあるところであり、その防止に向け、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害等のモニタリングの結果を踏まえて、自治体等関係機関とも連携して、効果的かつ効率的な捕獲等に取り組む。

また、生息状況、被害動向等についての情報収集を推進するとともに、狩猟期間内における各種事業と狩猟の調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図っていく中で、より効果的な対策に向けて取り組んでいく。

イ 希少な野生生物等が生息する森林の取扱い

希少な野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づき定められている国内希少野生動植物等）について、持続可能な森林経営の取組による生物多様性の保全を踏まえ、同法や森林管理局長が別途定める各種生息森林の取扱方針に基づき、希少種に関わる生育・生息環境の整備、保全に配慮した施業に努める。

ウ ヒグマ被害への対応

北海道ヒグマ管理計画に基づき、北海道森林管理局としての取組を行う。

3 林産物の供給に関する事項

（１）木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における安定供給体制の構築や木材利用の促進が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や森林整備事業による間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた現地に適した低コストで効率的な作業システムを採用しつつ、素材（丸太）販売により実施する。

あわせて、林産物の供給等を通じ、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努める。

また、主伐材の立木販売による供給についても、ニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するよう効果的な取組に努める。

(2) その他必要な事項

ア 地域振興等に関する木材供給

多様な森林資源を有する国有林の特性を生かし、民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努めるとともに、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域のニーズを踏まえ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努める。

イ 木材利用推進への取組

治山・林道工事等において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用するなど、国有林野事業自ら木材の利用に取り組む。

また、関係機関や関係団体等との連携・協力体制を構築して道産材の需要拡大に向け取り組むとともに、庁舎整備に当たっては道産材を積極的に活用し、木材利用の推進に努める。

さらに、利用が低位な木材や林業活動等によって生ずる端材や根株・枝条を含む林地残材等の林地未利用材について、地域のエネルギー資源としての有効利用に努める。

その他、関係機関と連携して、非住宅等の新たな木材の需要開拓にも貢献する。

ウ 木材価格急変時の供給調整機能の発揮

木材需給が急変した場合には、国有林野事業の特性を活かし、供給調整機能を発揮することとし、これを適切に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握するなどの取り組みを推進する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用について、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。

また、令和3年に林野庁が整備した『風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル』に基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努める。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に供することが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として広く国民に開かれた利用に供する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路工事等の公用・公共用・公益事業用地としての活用については、地元自治体等との情報交換を十分行いつつ、状況に応じて、あらかじめ事業実施主体による環境への影響調査の実施を求め、法令等に基づき、貸付け、売払い等の手法により実施する。

不要地、余剰地については、林野・土地売払い情報公開窓口やインターネットを活用して広く情報を公開し、逐次売払い等を進める。

また、「レクリエーションの森」のうち、特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源

としての活用の推進が期待される箇所については「日本美しい森お薦め国有林」に選定し、重点的に施設整備や利用に向けた情報発信を図るとともに、国立公園が重なる地域においては、環境省と連携し利便性の向上等の取組を推進する。

○日本美しい森お薦め国有林

名 称	森林管理署等	所在地
ポロト自然休養林	胆振東部森林管理署	白老町
インクラの滝風景林	胆振東部森林管理署	白老町

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 私有林と連携した施業や私有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、私有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、私有林野と連結した路網の整備と相互利用、計画的な間伐の実施等に取り組むとともに、私有林への森林・林業技術の普及に取り組む。

中間土場（ストックヤード）の整備を通じ、私有林との木材の協調出荷を進めるとともに、原木の流通を効率化して木材の安定供給を図る。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病害虫、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を私有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

(3) 相続土地国庫帰属制度への対応

相続土地国庫帰属制度については、申請があった土地のうち森林について法務局による要件審査に協力するとともに、帰属した森林については巡視等の管理等を行う。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、昨今の国民の要請に応えるため、協定を締結してフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進する。

ア ふれあいの森

自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動の場として設定する。

(該当なし)

イ 社会貢献の森

企業の社会的責任（CSR）活動等を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備を自ら又は事業者に委託して行う活動の場として設定する。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
森林再生ボランティアの森	0.44	胆振東部森林管理署 1229ろ
アオダモ資源育成活動の森	3.37	胆振東部森林管理署 1283は、1295ほ2、1298や、 1357い2
環境保全の森	3.05	胆振東部森林管理署 1320ろ
道新ぶんぶんの森	7.05	胆振東部森林管理署 1355ろ
SDGs宣言の森	2.62	胆振東部森林管理署 1374ろ

ウ 木の文化を支える森

木の文化の継承を目的とした修理及び修復に大径長尺材等の樹材種を必要とする歴史的な木造建築物、特定の樹材種に依存している工芸品及び祭礼行事等の資材を確保するための森林整備・保全活動の場として設定する。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
イウォンネシリ (狩り場となる空間)	4.35	胆振東部森林管理署 299ぬ

エ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動の場として設定する。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
ポロト遊々の森	46.97	胆振東部森林管理署 297い2、れ、イ、ハ 298い1、ち1、ぬ1、2、チ 299い5、ね、ら、ニ、ル、 ワ、レ、ツ、ネ

オ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等であって、上記アからエまでに分類できない活動の場として設定する。

(該当なし)

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

特に、企業や団体等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進める。分収林の設定状況は下表のとおりである。

種 類	契約箇所数		面積 (ha)	
分収造林	16	(4)	86.57	(18.10)
分収育林	6	(4)	51.17	(44.90)
計	22	(8)	137.74	(63.00)

注) () は、「法人の森林」の値であり、内数である。

(3) その他必要な事項

ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報発信

「国民の森林」として国民に開かれた管理経営に努めることとし、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら、国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるほか、SNSも活用した幅広い情報の発信を行う。

また、SNSの活用等により国有林野事業の活動全般について意見を聴くなど、多様な方法を用いて国民と国有林との情報・意見の交換を図り、国民の要望等を適確に把握して管理経営に反映させるなど対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

イ 森林環境教育の推進

学校等が体験活動等を実施するための「遊々の森」等の活用を図るとともに、森林の多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等に取り組む。

また、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」にも取り組む。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

本森林計画区では、バット材料として利用されるアオダモを植樹し、「バットの森」を造成する取組が進められており、NPOや北海道、地域と連携して引き続き支援していくとともに、国民参加の森林づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進める。

具体的には、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定等により、フィールドの提供や技術指導を行うなど、多様な取組を進める。

また、森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加の森林づくりに関する支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

北海道漁業協同組合連合会と北海道森林管理局で締結した「清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動の推進に関する基本協定書」を踏まえ、漁業関係者と一体となって、植樹活動や育樹活動等を組織的に展開していく。

エ 森の巨人たち百選「巨樹・巨木」

国有林では、次世代への財産として健全な形で残していくべき巨樹・巨木を中心とした森林生態系に着目し、代表的な巨樹・巨木を「森の巨人たち百選」として選定している。各地域の自主的な活動によって、周辺森林環境の整備などの保護活動及びPR活動等に努める。

(該当なし)

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 林業技術の開発

試験研究機関等へのフィールドの提供等により、基礎技術の開発に協力する。

また、効率的な事業の実施、過去に人為を加えた天然林における天然更新、無人航空機等の先進技術を取り入れた森林の管理経営を推進していく。

イ 林業技術の普及

北海道や市町村等の関係行政機関及び試験研究機関等と連携しながら、国有林のフィールドを活用した現地検討会の実施等を通じて、技術開発成果の普及・定着に努めるとともに、施業指標林・試験地・モデル林等の展示等を通じて技術の普及を図る。

(2) 地域の振興に関する事項

地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は重要な使命の一つである。

このため、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の推進への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努める。

また、当該森林計画区では、市町村が定めたアイヌ施策推進地域計画に基づき、当該市町村の住民が国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得できるよう、アイヌ共用林野を設定している。

アイヌ共用林野の設定状況は、以下のとおり。

・白老町 約3,500ha

(3) その他必要な事項

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画の実現に即して対応を進め、白老町と令和7年2月に締結したアイヌ共用林野契約により地域振興の推進に努める。

白老町の「民族共生象徴空間（ウポポイ）」周辺の国有林においては、アイヌ文化の伝承・保存に必要な林産物が持続的に供給できるような森林の育成にも取り組む。